

## 令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、電気料金をはじめとしたエネルギー価格の上昇による物価高騰の影響を受ける県内の製材事業者の生産基盤を強化し、経営環境の変化に柔軟に対応できる持続性の高い木材産業の確立を図るため、経営の継続・発展に取り組む県内の製材事業者等が行う生産性の向上に資する製材関連設備の導入に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該製材事業者等に対し、令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助金の額及び採択要件は、別表1に定めるところによる。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業費が分かる資料（見積書等）

(2) 法人にあっては直近3年の決算書及び定款（又は規約等）を、個人にあっては直近3年の青色申告決算書又は収支内訳書

(3) 国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書（滞納がないことを証するもの）

(4) 導入等を図る設備等のカタログなど規格・能力がわかる資料

(5) その他知事が必要と認める書類

3 事業の成果を早期に求める必要があるなど、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に事業に着手する必要がある場合は、次の事項を了承の上、その理由を付して、交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けるまでの期間に天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。

(2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

(3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、補助金の増又は事業費の30パーセントを超える増減を伴う変更をしようとする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第11に規定する期間整備保管すること。
- (7) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業の成果について、事業実施年度から3年間、各年度における事業成果報告書（第5号様式）を作成し、当該各年度の翌年度の6月30日までに知事に提出すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第6号様式）を知事に提出しなければ

ならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付に係る年度の12月31日現在の状況を記載した状況報告書（第7号様式）を翌年1月15日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日以内又は補助金の交付に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 財産管理台帳（第4号様式）の写し

(2) 中古機械を導入した場合においては、新品と同程度の耐用年数の稼働を確約する確約書（第9号様式）

(3) 完成状況を確認することができる写真等

(4) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が20万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

2 改正前の本要綱に基づき実施された事業は、なお従前の例による。

別表1 (第2関係)

補助対象経費	事業実施主体	補助金の額	採択要件
<p>事業実施主体が取り扱う製品の生産性向上を図るために必要な別表2に掲げる製材関連設備の導入又は改良に要する経費（中古機械を導入する場合は、設備本体の購入費用のほか、運搬、設置及び使用に必要な簡易なメンテナンス費用を経費に含めることができる。） ただし、次の（1）から（9）に掲げる経費は除く。</p> <p>（1）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 （2）他の補助事業に採択された経費の残経費 （3）土地又は建物の取得費 （4）既存設備の解体、取壊し又は撤去に要する経費 （5）既存設備の維持管理又は修繕に要する経費 （6）自力施工に要する費用 （7）トラック、フォークリフト、バックホウその他汎用性の高い運搬用機械の購入費 （8）安全衛生保護具の購入費 （9）（1）から（8）までに掲げるもののほか、補助することが適当であると認められない経費</p>	<p>1 県産材の取扱量が50%以上である製材事業者及び木材加工事業者並びに目立て加工事業者（ただし、県内に本社（個人事業主にあつては住所）を有する者に限る。）</p> <p>2 1の製材事業者等が組織する団体</p> <p>3 県内の加工部門を有する森林組合、青森県森林組合連合会及び青森県木材協同組合</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は20,000千円のいずれか低い額以内の額</p>	<p>1 事業実施年度から翌々年度以内に本事業で導入した設備により、生産コストの低減を図り、製材業等の生産性を事業実施前より向上させる計画を策定すること。</p> <p>2 製材関連設備の導入又は改良に要する経費が200千円以上であること。</p> <p>3 県が推進する県内の製材品供給力強化のための工場間連携に参画すること。</p>

別表 2 (別表 1 関係)

製材関連設備
帯鋸盤、丸鋸盤、選別機、チップパー、集じん装置、剥皮施設、ツインバンドソー、ギャングリッパー、木材乾燥機、防虫・防腐施設、ボイラー施設、モルダー、グレーディングマシーン、全自動チップソー研磨機、全自動帯鋸研磨機その他知事が必要と認める製材関連設備

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施予定場所
- 3 事業実施計画書（別紙1のとおり）
- 4 収支計画書（別紙2のとおり）
- 5 誓約書（別紙3のとおり）
- 6 添付資料
  - （1）事業費が分かる資料（見積書等）
  - （2）法人にあっては直近3年の決算書及び定款（又は規約等）を、個人にあっては直近3年の青色申告決算書又は収支内訳書
  - （3）国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書（滞納がないことを証するもの）
  - （4）導入等を図る設備等のカタログなど規格・能力がわかる資料

別紙1 (第1号様式関係)

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業実施計画書

1 事業内容及び経費配分

事業内容 (製材関連設備等の名称)	構造規格 又は規模 耐用年数	事業量 (台数等)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
						県補助金	その他	
(新品・中古)	耐用年数: 年							
計								

(注) 1 「事業費」欄は、消費税抜き額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

2 事業内容は、別表2に掲げる製材関連設備の名称及び型番を記入してください。

2 成果目標及び具体的な数値等

成果目標 (指標)	現状値 (A) (令和 年度)	目標値 (B) (令和 年度)	増減率 (B) / (A)	備考
生産性			%	

(注) 1 現状値の確認資料名と目標値の算出方法を備考欄に記載してください。

2 成果目標 (指標) が適さない設備の場合は、導入設備に応じた適切な目標値を設定してください。

3 生産性については、事業所全体を基本としますが、特定の品目を対象とすることもできます。なお、特定の品目を対象とする場合は、その旨を備考欄に記載してください。

例1: 機械化により1日あたりの原木加工量が増加した。(3.50 m<sup>3</sup>/日 → 3.85 m<sup>3</sup>/日)

例2: 導入設備により製材に係る工程を減らすことで、効率化が図られた。(70分/m<sup>3</sup> → 60分/m<sup>3</sup>)

別紙2 (第1号様式関係)

収支計画書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
その他		
計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

誓約書

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業の実施にあたり、県が推進する県内の製材品供給力強化のための工場間連携に参画することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

農林水産事務所長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業  
交付決定前着手届

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

(別添)

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により申請します。

記

- (注) 1 記以下の記載は、第1号様式に準ずるものとする。
- 2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由及びその年月日」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 3 添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り、添付すること。
- 4 補助金の額が増額となる場合は、件名の「変更（中止・廃止）承認申請書」を「変更承認申請及び補助金追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）したいので」を「下記のとおり変更し、補助金 円の追加交付を受けたいので」とすること。
- 5 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目的」を「中止（廃止）の理由及びその年月日」と書き換え、その時点における事業の内容等を記載すること。

第4号様式（第4関係）

財産管理台帳

事業実施主体名：

市町村・地区名：		事業実施年度： 令和 年度				事業名： 令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業							
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	設備等	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着手 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							県補助金	その他					
合計													

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式を持って財産管理台帳に変えることができる。

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業成果報告書

令和 年度に導入した下記製材関連設備等について、令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金交付要綱第4第8号の規定により、令和 年度の事業成果を別紙のとおり報告します。

記

1 導入した製材関連設備等の内容

製材関連設備等の名称	構造規格 又は規模	数量	導入年月	事業費 (円)	耐用 年数	備考

(注) 中古品の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

別紙（第5号様式関係）

1 成果目標の達成状況

成果目標（指標）	年度	現状値	目標値（A）	達成状況		備考
				実績値（B）	達成率（B/A*100）	
生産性	令和 年度					
	令和 年度 （事業実施年度）				%	
	令和 年度				%	
	令和 年度 （目標年度）				%	

（注）各数値の根拠資料を添付してください。

2 実績値が現状値未満となった要因や改善に向けた取組状況 ※実績値が現状値未満となった場合に記載

（1）実績値が現状値未満となった要因

（2）生産性向上のための今後の取組

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費  
補助金（概算払）請求書

¥ —

ただし、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業費補助金として上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	遂行状況				備考
	令和 年12月31日 までに完了したもの		令和 年1月1日 以降に実施するもの		
	事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

令和 年 月 日

農林水産事務所長 殿

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業  
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（又は変更交付決定）の通知を受けた令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1のとおり）
- 2 収支精算書（別紙2のとおり）
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類
  - （1）財産管理台帳（第4号様式）の写し
  - （2）中古機械を導入した場合には、新品と同程度の耐用年数の稼働を確約する確約書（第9号様式）
  - （3）完成状況を確認することができる写真等

別紙1 (第8号様式関係)

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業実績報告書

事業内容	事業量 (台数等)	着手年月日	完了年月日	事業費 (円)	財源内訳 (円)		備考
					県補助金	その他	
計							

(注) 「事業費」欄は、消費税抜き額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

別紙2 (第8号様式関係)

収支精算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B) - (A)	備考
県補助金				
その他				
計				

2 支出

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B) - (A)	備考
計				

確 約 書

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

令和7年度青森県物価高騰対応製材設備等導入緊急支援事業で導入を予定している下記の（導入機械設備の使用用途）機械設備について、故障等により稼働が困難になった場合は、自力により修理又は更新し、導入年度を含め 年以上の稼働を確約します。

記

- 1 製造会社名
- 2 機種名
- 3 製造年月日
- 4 製造番号

令和 年 月 日

補助事業者

所在地

名称

代表者名